

第 211 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きやっちぼーる

平成 21 年 1 月 13 日

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8 F
Tel. 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
<http://www.maeda-cpa.com/>



明けましておめでとうございます。
本年もよろしくお願いたします。

スタッフ一同

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 210 回

今年は去年に引き続き、つらくて厳しい年になりそうです。
我慢、忍耐の必要な年、アイデア、工夫力の必要な年でもあります。そしていつもお話しをしていますように、先手必勝、すなわち早め、早めの資金の確保をしておく年でもあります。(不況が長引きますので)
今年はいじりたしてもしかたありません。待つしかないですが、しかし、逆に資金的に余裕がある方は、「教育投資」「開発投資」「M&A」といった設備拡張とはちがった投資へお金を使い、他社と差をつける時でもあります。
なお、くれぐれも売掛債権の回収には注意してください。焦って売上をし、回収ができなかった場合はそのツケは結局自分のところへ廻ってきます。

そこで、**今年のテーマ**を一言

事業が栄えるのは
天の時
地の利
人の利
が整ったときである。

この言葉をよく噛みしめて、今年 1 年しっかり対処してください。

前田の《今人生を語る》第 116 回

めざめよ日本人[®]

アメリカの大統領もオバマに代わります。
アメリカがどうなるか、世界がどうなるか、そして日本がどうなるか、非常に想定が難しい時ですね。
でも 1 つ言えることは**リスクを取らない日本**に対するアメリカ、世界の評価はますます低いものとなっていくはずですよ。(特に民主党の評価は厳しいですよ)
やはり人も、会社も、国も**「自利利他」**を考えていかなければ結局負けですね。お金を出せばいい…ではなく、どんな行動をするか？ですね。考え方が一貫しているかですね。

昨年 12 月 19 日に財務省から 21 年度税制改正の大綱が発表されました。現在の経済金融情勢を踏まえて減税色の強い大綱となっています。中小企業及び個人に関連する部分を一部抜粋してご紹介します。

なお大綱は、今後閣議を経た上で正式決定されます。

1 中小企業関係税制

- (1) 中小法人等の平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が 18% (現行 22%) に引き下げられます。
- (2) 中小法人等の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができます。
- (3) 中小企業等基盤強化税制の適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで延長されます。
中小企業等基盤強化税制とは、青色申告書を提出する資本金 1 億円以下の卸売業、小売業等を営む中小企業者が、機械・装置で 1 台または 1 基あたりの取得価額が 280 万円以上のもの又は器具・備品で 1 台または 1 基あたりの取得価額が 120 万円以上のものを取得した場合、7%の税額控除または 30%の特別償却を受けることができる制度です。

2 相続税制

取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度等の創設

経営承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得し、その会社を運営していく場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等(相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式等の総数等の 3 分の 2 に達するまでの部分に限る。)に係る課税価格の 80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

3 土地税制

- (1) 平成 21 年及び平成 22 年に取得した土地等の長期譲渡所得の 1,000 万円特別控除制度の創設
平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 1,000 万円(当該長期譲渡所得の金額が 1,000 万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)が控除できます。
- (2) 法人の土地譲渡益(一般・短期)に対する追加課税制度について、適用停止措置の期限が 5 年延長されます。

4 住宅税制

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の適用期限が 5 年延長されます

住宅の取得等をして平成 21 年から平成 25 年までの間に居住の用に供した場合、控除期間は 10 年間、控除率は 1.0%、住宅借入金等の年末残高の限度額が最大 5,000 万円になりました。